

公立大学法人大阪府立大学の役員報酬規程の改定について

1. 改定の理由

常勤役員の給料及び賞与について、大阪府の改定を踏まえ、所要の改定を行なうものである。

2. 改定の内容

(1) 常勤役員の給料の時限的カットの延長について

常勤役員の給料月額について、これまで平成17年度から平成19年度までの間、その支給額を2%カットしてきたが、その期間を平成22年度まで3年間延長する。(但し、賞与の算出基礎となる給料月額や地域手当及び退職金の算出基礎となる給料月額については、これまでどおり2%カットをしない。)

(2) 常勤役員の賞与の時限的カットの延長について

常勤役員の賞与について、これまで平成17年度から平成19年度までの間、各支給期(6月分、12月分)の支給額を10%カットしてきたが、その期間を平成22年度まで3年間延長する。

3. 施行時期

平成20年4月1日から施行する。